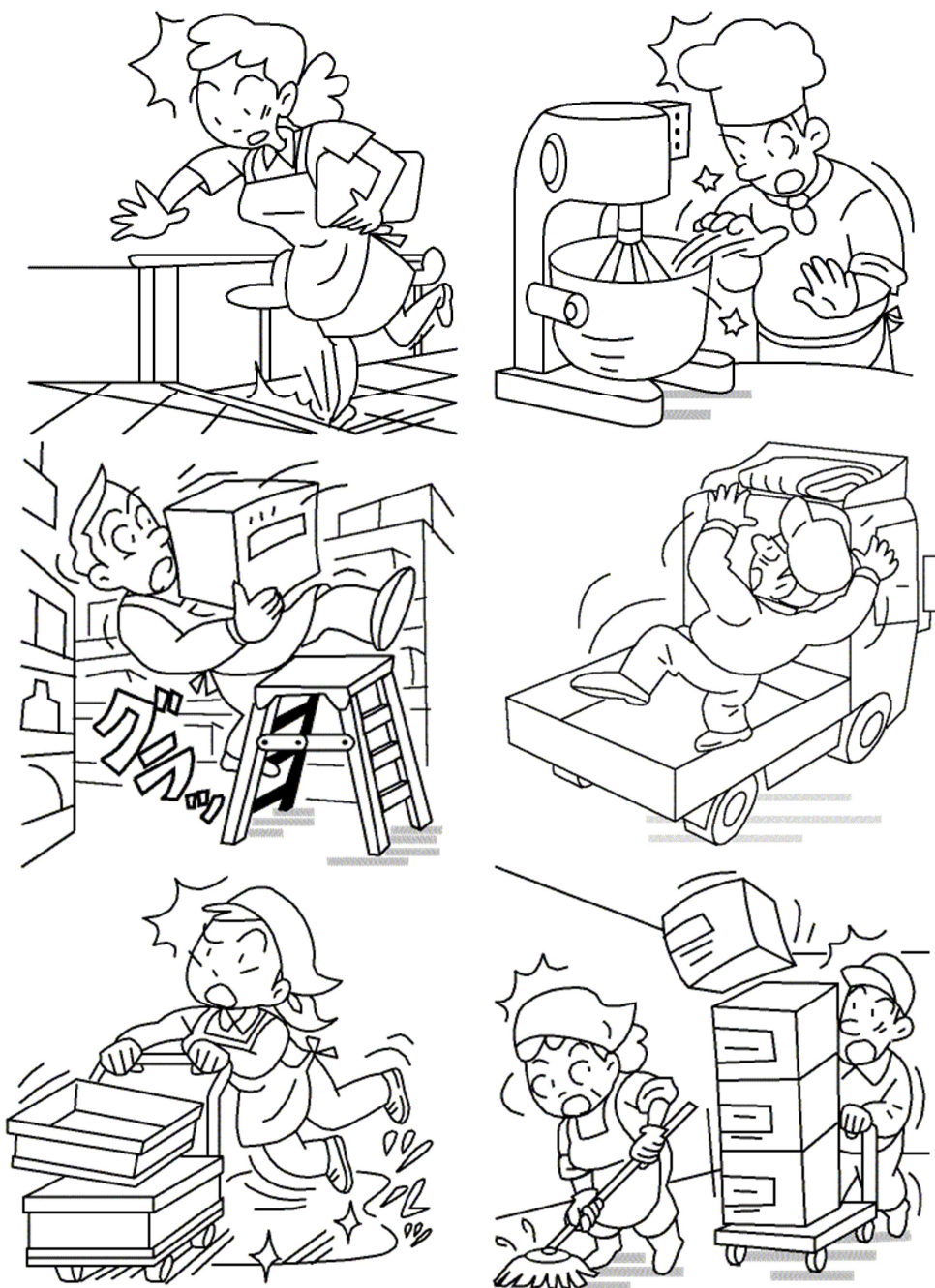


商業の安全衛生管理

ガイドブック



安全衛生管理の
20のコツ

リーフレット集

平成26年5月

松江労働基準監督署

松江労働基準監督署管内（松江市、安来市、雲南市（大東町、加茂町、木次町）仁多郡、隠岐郡）の商業において平成25年に発生している休業4日以上労働災害の件数は49件であり、全産業の労働災害の約2割を占め、製造業と共に最も労働災害が多い業種となっています。

製造業や建設業においては、労働災害の件数が10年前に比して減少しているのに対して、商業の労働災害は横ばいから増加傾向となっています。

労働災害が発生すると、企業の社会的信用は低下し、企業の活動に関する損失が生じることが考えられます。労働災害防止活動を進めることは、従業員の安全を守ることにより無災害の事業場を実現し、職場モラルや生産性等が向上し、企業の社会的信用が増大する等事業者にも大きなメリットが生じることが考えられます。

平成25年の当署管内における小売業で発生している労働災害（休業4日以上）では、「転倒」が約4割と最も多くなっており、このほか「墜落・転落」、「交通事故」が約2割、「動作の反動（腰痛など）」、「切れ・こすれ」が約1割ずつを占めています。

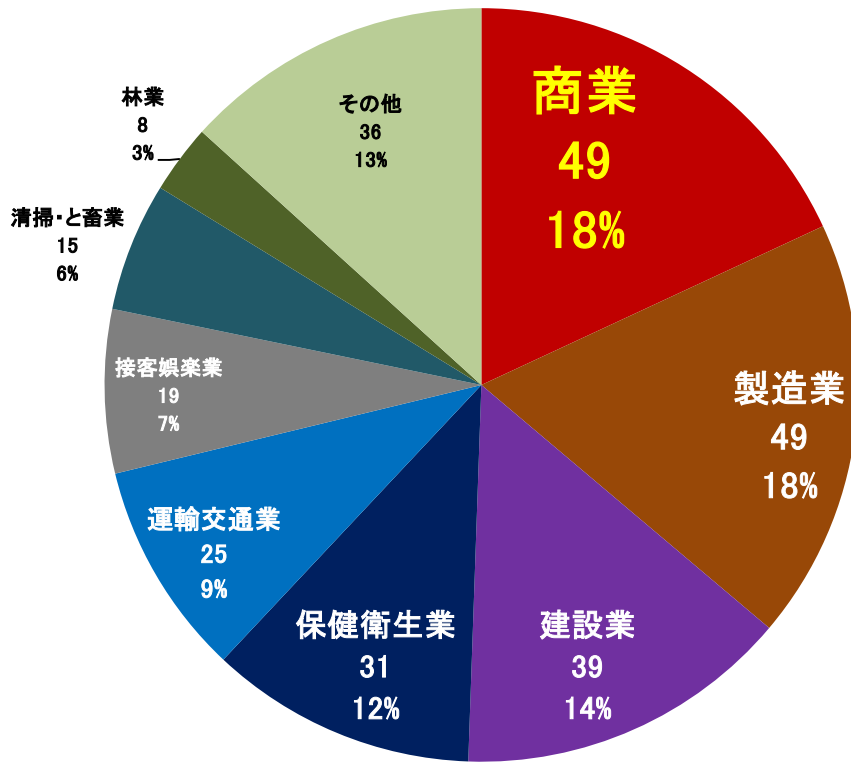
こうした現状を踏まえて、今般、「商業の安全衛生管理ガイドブック ～安全衛生管理の20のコツ リーフレット集～」を作成しました。この冊子は、厚生労働省ホームページに掲載している「安全衛生関係リーフレット等一覧」（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyousei/anzen/index.html）において紹介している約200のリーフレット等の中から、商業の安全衛生活動に役立つものを選択し、事業主、安全衛生担当者が日頃から行われる安全衛生活動の一助としていただくために作成したものです。

この冊子を参考にして、これまで以上に労働災害防止活動を推進されるようお願いいたします。

平成26年5月

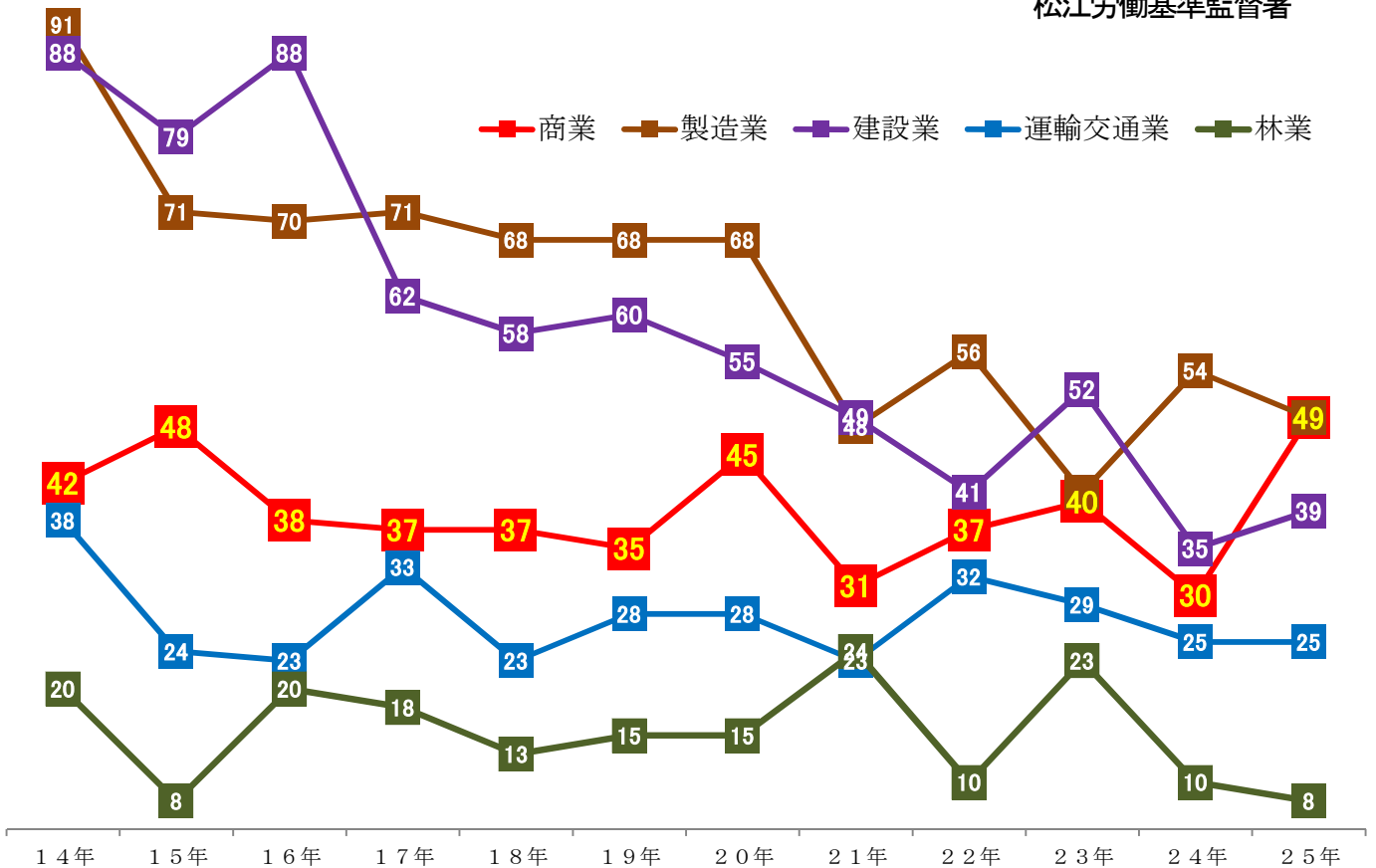
業種別労働災害発生状況(平成25年発生分)

松江労働基準監督署



主要業種別労働災害発生状況の推移

松江労働基準監督署



—資料目次—

- 1 転倒・転落災害及び荷による災害を防ぐために
- 2 「危険マップ」で危険の見える化を！
- 3 「危険ステッカー」で危険の見える化を！
- 4 フォークリフトの安全運転
- 5 食品加工機械の安全作業
- 6 交通労働災害を防止するために
- 7 安全衛生管理体制の確立
- 8 自主的な安全衛生活動（ヒヤリ・ハット活動、KY活動、安全当番制度）
- 9 4S活動
- 10 リスクアセスメント手法による安全対策
- 11 労働災害が事業者にもたらすもの
- 12 安全衛生委員会の設置
- 13 年間安全衛生計画書の作成
- 14 安全衛生教育の進め方
- 15 本部による労働災害防止の指導・支援方法
- 16 パワハラ防止対策
- 17 メンタルヘルス対策
- 18 健康診断の実施と事後措置の手法
- 19 店舗での安全衛生チェックリスト
- 20 個別の労働災害防止策の例（イラスト）

1 転倒・転落災害及び荷による災害を防ぐために

(1) 転倒・転落災害の防止

小売業の休業4日以上の死傷者数のうち約3割が転倒災害です。また、高所からの転落災害も多数発生しています。この転倒、転落災害を防ぐポイントは次のとおりです。

転倒、転落災害防止のポイント

- 床の水たまりや氷は放置せず、その都度除去する。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 床面、通路は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造とする。
- 階段には滑り止め、手すりを設ける。
- 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設ける。



(2) 荷による災害の防止

荷の取扱い等による災害も多くあります。その災害防止のポイントは次のとおりです。

荷による災害防止のポイント

- 倉庫内では必ず通路を確保する。
- 重い物や大きいものは下に積み、荷崩れや荷が落下しないように積む。
- 棚に商品を置くときは、幅木などを設けることにより、振動や衝撃で落ちないようにする。
- いつも使うものは、取りやすい場所に置く。

台車の安全な使い方のポイント

- 台車は決められた場所に置く。
- 積む荷の形や大きさに応じた台車を使う。台車は押して使う。
- 荷崩れしないよう積む。前が見えない高さまでは積まない。最後に降ろす物から先に積む。
- 他の作業員やお客様などに衝突しないようにする。このため、バックヤードには台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。
- 曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。



【資料出所】

リーフレット名

小売業における労働災害防止のために ～転倒、転落災害および荷による災害を防ぎましょう～
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120221-1.pdf>

2 「危険マップ」で危険の見える化を！

「危険マップ」で危険の見える化を！

＜危険マップの活用方法＞

危険マップとは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のおそれのある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。

危険マップを使った安全対策は次の手順で行います。

- ① 職場の平面図など（職場マップ）を用意します。ない場合は新たに作成をします。
- ② 職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもとで洗い出しをします。この場合、次のような箇所や作業が参考になります。
 - ・過去に災害が発生した箇所
 - ・ヒヤリ・ハット事例の多い箇所
 - ・危険予知活動で注意が必要とされた箇所
 - ・リスクアセスメントで作業場の注意が必要とされた箇所や作業
- ③ 危険を回避するために、従業員が注意をしなければならないこと、守らなければならないことを、全員参加で検討します。
- ④ 職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。この場合、危険箇所をわかりやすく示すための「マーカー」を貼り付けると、危険箇所がよりわかりやすくなります。
- ⑤ また、危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。検討段階では貼り替えが容易な付箋紙等を使うと便利です。
- ⑥ 作成した危険マップは、従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにします。



＜危険マップ及びマーカーのイメージ＞



【資料出所】

リーフレット名

見える化で作業の安全を！

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131213-01b.pdf>

3 「危険ステッカー」で危険の見える化を！

「危険ステッカー」で危険の見える化を！

危険箇所等に貼り付ける、危険箇所と危険内容を警告する「危険ステッカー」は下の図のようなものです。使用方法は、次のとおりです。

① 危険箇所の確認と危険への対処の検討

危険マップで危険とされた箇所や職場の安全についての話し合いで危険とされた作業や箇所について、どのように危険に対処したらよいかを検討します。

② 危険ステッカーのコメント作成

危険ステッカーのコメント欄に、危険の内容、危険への注意事項、安全のため守るべきことなどを記入します。下のステッカーの絵にコメントの例を記入しています。

③ 危険ステッカーの掲示

危険マップで危険箇所とされた実際の作業の現場に掲示します。作業場所に掲示できない場合は、コメント欄に場所と注意事項等を記入し、事務室や休憩室等従業員が集まる場所に掲示して注意を喚起する方法もあります。

④ 様々な利用方法

- ・ 危険ステッカーは、場所の危険の警告だけでなく、例えば今週の安全衛生注意事項等として、話し合いで決めた注意事項や安全遵守事項などをコメント欄に記載して、事務室等に掲示して注意喚起する利用方法もあります。
- ・ 危険ステッカーは、危険の種類ごとに作成してありますが、その他の危険については、「危」と書かれたステッカーを使います。

⑤ 危険ステッカー及びマーカの入手方法

危険ステッカー及びマーカは印刷したものを配布していますが、さらに必要な場合は次のホームページから入手できます。

(一社) 日本労働安全衛生コンカト会 <http://www.jashcon.or.jp/contents/>



【資料出所】

リーフレット名

見える化で作業の安全を！

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131213-01b.pdf>

4 フォークリフトの安全運転

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

○定期自主検査の実施

○作業計画の作成

○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行う
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

○通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

【資料出所】

リーフレット名

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

～「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-1.pdf>

5 食品加工用機械の安全作業

食品加工用機械の使用の際の留意事項

食品加工用機械を使用するときは、次の事項に留意して下さい。

1. 適切な作業服等の着用

- ① 頭髪や衣服が機械に巻き込まれるおそれのあるときは、適切な作業帽及び作業服を着用しましょう。
- ② 床が水や油で濡れている場所は、滑止めのある長靴等を着用しましょう。

2. 危険防止措置の確認



機械の使用に当たっては、動力伝導部分、调速部分、加工部分などに安全ガード等が設けられていることを確認しましょう。

3. 作業規程の策定

次の事項について機械の種類、設置場所、作業内容等に応じた適切な作業規程を定めましょう。また、作業規程に従って作業を行いましょう。

◇◇作業規程の内容

- ① 機械の操作方法・手順、作業を行う位置・姿勢等
- ② 複数の作業者による共同作業の場合の相互の合図の方法及び関連機器の操作者との合図の方法
- ③ 機械に生じる異常の内容及びその判別法、異常の内容に応じた措置
- ④ 非常停止装置により機械が停止したときに再起動させるために必要な異常事態の解除、安全確認等の方法
- ⑤ その他作業の安全のために必要な事項

4. 作業環境の整備

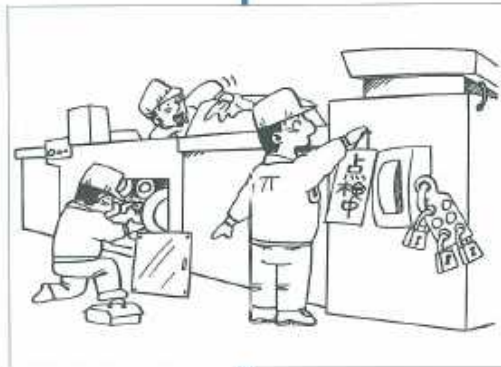
- ① 作業を安全に行うために必要な照度を確保しましょう。
- ② 高さ1メートル以上の箇所では常時作業を行うときは、手すりの付いた作業床を設けておきましょう。
- ③ 作業場の床面は、滑り、つまずき等の危険のないものとしましょう。

5. 機械の運転時の留意事項



- ① 機械を起動するときは、作動部分に人が触れていないことを確認するとともに、合図を行いましょう。
- ② 製品の取り出し等のため危険部分に接近する作業をするときは、機械の運転を停止させましょう。

6. 清掃，点検等の場合の留意事項



- ① 機械の清掃、洗浄、給油、点検、調整、刃物の取替え、目づまりの除去等の作業は、原則として機械を停止して行いましょう。
- ② 清掃等の作業のために機械の運転を停止したときは、操作装置に鍵をかける、作業中である旨の表示板を取り付けるなど他の者が機械を運転することを禁止する措置をしましょう。

7. 機械の種類別，機械の部分別の留意事項

機械の種類別、機械の部分別には次の事項に留意して下さい。

混合，混練，破砕等を行う機械

容器等に付着した材料をかき落とすなどの作業は、手で行わないようにしましょう。

切断や切削を行う機械

- ① 必要に応じて手指を保護する手袋を着用しましょう。また、のこ歯の付いた機械のときは、のこ歯に巻き込まれるおそれのある軍手は着用しないようにしましょう。
- ② 刃物は常に研磨し、適正な切れ味を保つようにしましょう。

材料や製品の供給，送りなどを行う部分

投入口等に残った材料を中に入れる場合や出口に残った製品を除去する場合は、機械を停止して行うか又は押し棒等の適切な用具を使用しましょう。

【資料出所】

リーフレット名

食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン

ホームページアドレス

http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/fukuoka-roudoukyoku/44pamphlet/enzen/enzen_026.pdf

6 交通労働災害を防止するために

交通労働災害防止のための ガイドラインの概要

1 目的

1 目的

このガイドラインは、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）とともに、

- ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◆適正な労働時間等の管理、走行管理
- ◆教育の実施
- ◆健康管理
- ◆交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◆荷主、元請による配慮

などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。

2 対象となる交通労働災害

対象となる交通労働災害は、道路上と事業場構内での自動車と原動機付き自転車（以下「自動車等」という）の交通事故による労働災害です。

3 事業者・運転者の責務

- 事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、このガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。
- 運転者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示など、必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害の防止に努めましょう。

2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し必要な教育を行いましょう。

2 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価・改善しましょう。

3 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害の防止について調査・審議をしましょう。

3 適正な労働時間等の管理、走行管理

1 適正な労働時間の管理、走行管理

- ◆疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。
- ◆十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行きましょう。
- ◆高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょう。

2 適正な走行計画の作成

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。

- ◆走行の開始・終了の地点、日時
- ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
- ◆走行時に注意を要する箇所の位置
- ◆荷役作業の内容と所要時間(荷役作業がある場合のみ)
- ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょう。計画どおり走行できなかった場合は、原因を把握し、次回の走行計画の見直しを行い、運転者の疲労回復に配慮しましょう。

3 点呼の実施とその結果への対応

- ◆疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょう。
- ◆睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

4 荷役作業を行わせる場合の対応

- ◆事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
- ◆荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。
- ◆荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにしましょう。

4 教育の実施

1 教育の実施

◆ 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょ。必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょ。

◆ 日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育を行いましょ。

◆ 交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょ。

2 運転者認定制度など

◆ 運転者認定制度

教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょ。

◆ マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある運転者を選任しましょ。

5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょ。

2 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ。

6 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょ。

- ◆ 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょ。
- ◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。
- ◆ 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。
- ◆ 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょ。

7 健康管理

1 健康診断

運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導をしましょう。
所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょう。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょう。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

8 その他

1 異常気象などの対応

異常気象や天災の場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示をしましょう。

2 自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょう。

3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置を整備しましょう。

【資料出所】

リーフレット名

交通労働災害を防止しましょう！ ～「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント～
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>

7 安全衛生管理体制の確立

安全と健康を推進する体制を作りましょう

店長は、自らの職務として、お客様だけでなく、従業員の安全と健康の確保に取り組むことが必要です。このために、労働安全衛生法に沿って、職場の安全衛生の取り組みを推進する体制を確立することが重要であり、そのポイントは次のとおりです。

安全衛生管理体制構築のポイント

- 店長は、従業員の安全と健康を確保することが職制本来の仕事であるという認識およびその実現に向けた方針を持つ。
- 管理者、責任者は、安全と健康の取り組みに関する責任と役割を理解する。店舗での組織的な取り組みのためには、労働安全衛生だけを別に分けて進めるのではなく、防災・食品衛生の担当者が任命されていたら、連携して取り組むようにする。
- 安全衛生推進者、衛生推進者などの安全衛生管理体制については、事業場の業種と従業員（正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、常態として働いている人）の数により、次の図に示す安全衛生管理体制を整備することが必要です。

①各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業



②その他小売業



- 従業員の数が常時50人以上の場合は、衛生委員会（上の図の①の業種であって、従業員の数が常時100人以上の場合は衛生委員会に替えて、安全衛生委員会）を設け、毎月1回以上開催することとされています。安全衛生委員会、衛生委員会を設ける必要がない事業者（従業員数50人未満）であっても、「安全又は衛生に関する事項について意見を聴く場」を設けて、従業員などの意見を聞かなければなりません。

【資料出所】

リーフレット名

安全な店舗づくりの進め方 ～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～

ホームページアドレス

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/20119299372.pdf>

8 自主的な安全衛生活動

(ヒヤリ・ハット活動 KY活動 安全当番制度)

自主的な安全衛生活動

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組み、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

自主的な活動例を紹介します。

1 ヒヤリ・ハット活動

作業中にヒヤリとした、ハットとしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



(ヒヤリ・ハット事例)

○ ヒヤリ・ハットの状況
商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため、転びそうになった。



○ 対策
・ 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
・ 商品を運ぶときは台車を使用する。

2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などがあります。



○ 作業の状況
脚立を使って窓ふきを行っています。



どのような危険が
潜んでいるでしょうか？

・ 脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出した際に脚立がぐらついてよろけて落ちる。
・ 脚立から下りる際に、地面に置いてあるバケツに足を引っかけて転ぶ。

3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全従業員に担当させる制度です。従業員の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のほか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざま工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしい活動に取り組みましょう。

【資料出所】

リーフレット名

労働災害防止のために ～従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です～

ホームページアドレス

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110222-1_001.pdf

9 4S活動

災害防止に効果のある日常活動【4S活動】

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止」に効果のある日常の活動として、4S活動があります。4S（整理・整頓・清掃・清潔）の意味と進め方は次のとおりです。

整理・・・必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

- | | |
|-----|---|
| 進め方 | <ol style="list-style-type: none">① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。② 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。③ 店長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。④ チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。 |
|-----|---|

整頓・・・必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること

- | | |
|-----|---|
| 進め方 | <ol style="list-style-type: none">① 現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り込み、移動距離を短くすること）。③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。⑤ 以上のルールに従って整頓する。⑥ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。 |
|-----|---|

清掃・・・身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと

清潔・・・整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること

- 4Sができていない店舗では、次のようなトラブルが起こります。
 - ・バックヤードに物があふれ、事務所、休憩室の空間が狭められる。
 - ・本来必要な物を置くスペースが確保できない。
 - ・不必要な物まで管理しなければならない。
 - ・必要な物を探すのに時間がかかり、仕事が中断する。
 - ・必要な物が必要な量あるかどうか分からない。
 - ・置くべきでない場所に物が置かれていて、物を運搬するとき手間取ったり、つまづいたりする。また、接触事故が起こりやすくなる。

- 4 Sを習慣化すると安全だけでなく、次のような効果も得られます。
 - ① 商品管理の向上
必要な物と不必要な物が分別され、常にチェックできて商品の管理がしやすくなります。
 - ② 売り上げの向上
必要な物がすぐに取り出せるので、お客様を待たせることがなくなり、また、置き場所の工夫により、商品を見やすく、数多く陳列できるようになります。
 - ③ 効率、サービス、快適さ、品質の向上
整理・整頓・清掃・清潔を繰り返し、衛生面を確保し、快適な環境を実現・維持することによって、お客様に良いイメージを与え、従業員も気持ちよく働くことができますようになります。

【店舗での取組好事例】

事例① 以前は、バックヤードの倉庫でない場所に荷物が置かれていることが多かった。安全パトロールの際に写真を撮って安全衛生委員会や従業員研修で問題点を指摘することで整理・整頓の意識が高まり、改善され定着した。

事例② 4 Sの実践で活用できるスペースが広がった。保存していた書類の80%が不要だった。物の紛失がなくなり、探す時間も減った。

事例③ 倉庫の在庫が減ったため、商品が取り出しやすくなり、作業効率がアップした。1人当たりの発注品出しに要する時間が1週間平均で約90分短縮した。

〔事例③の実施手順〕

- a 店長が強い理念と意思を持ち、4 Sと在庫削減を併行して行う指示を出し、4 Sの必要性、方法を管理者のミーティングで話し合った。
- b 管理者と従業員が話し合い、従業員アンケートにより職場の問題点を洗い出した。
- c 管理者が問題点を集約し、4 Sと在庫削減の実施案を作成。従業員にフィードバックし、意見を求めた。
- d 全員で役割分担し実行した。
- e 効果を上げた方法のルール化を目指した。
- f 対象範囲を、事務所から、売り場、倉庫へと広げていった。

このような安全活動の展開による成果は、店長が理念を持ち、手順を踏んで行うことによって、必然的に生まれたものといえます。

【資料出所】

リーフレット名

安全な店舗づくりの進め方 4 S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう

ホームページアドレス

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/20119299372.pdf>

10 リスクアセスメント手法による安全対策

リスクアセスメントに基づく取り組み

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性または有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。リスクとは負傷または疾病の重篤度と発生の可能性を組み合わせたもののことです。リスクアセスメントに基づき対策を行うことにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 従業員の就業における危険性または有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性または有害性について、リスクの見積もり
- ③ 見積もりに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討および実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

作業名 (機械・設備)	作業の危険性または有害性と発生のある災害	リスクの見積もり			リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積もり		
		重篤度の 災害の	可能性の 発生の	リスクの 程度		重篤度の 災害の	可能性の 発生の	リスクの 程度
<記載例> 台車による 運搬作業	重い物を過大に積載し、 運搬中に操作ができず、 荷崩れを起こすなどして 打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度
 ×：致命的・重大(死亡災害や休業1カ月以上の災害)
 △：中程度(休業1カ月未満の災害)
 ○：軽度(かすり傷程度)

発生の可能性
 ×：高いまたは比較的高い (毎日、危険性または有害性に接近する/かなり注意しても災害につながる)
 △：可能性がある (修理などの作業で、危険性または有害性に時々接近する)
 ○：ほとんどない (危険性または有害性に接近することは、めったにない)

災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高いまたは比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	←
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度
 Ⅲ：直ちに解決すべき、または重大なリスクがある
 Ⅱ：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある
 Ⅰ：必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

【資料出所】

リーフレット名

労働災害防止のために ～従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です～

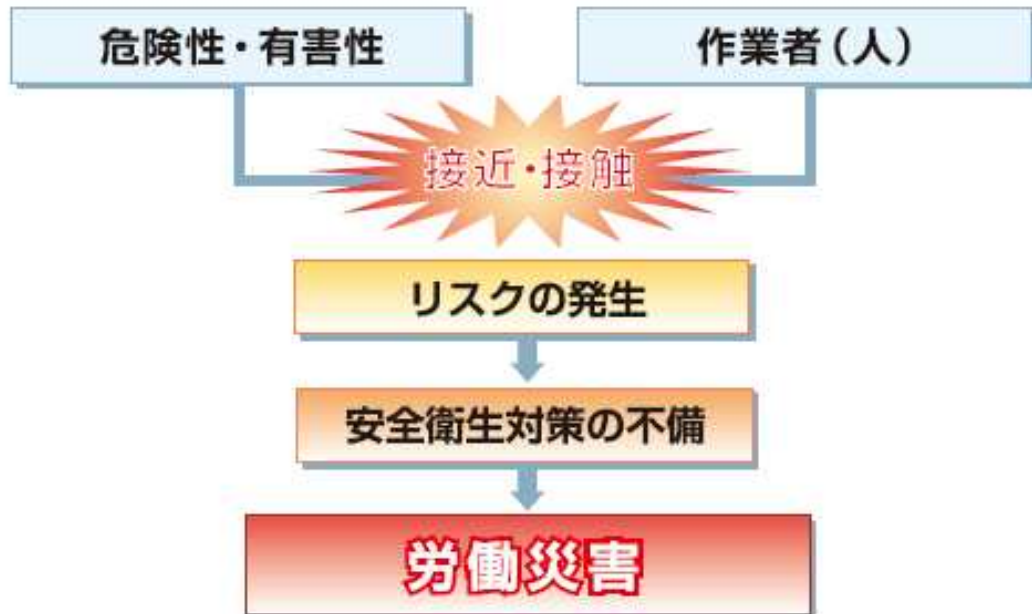
ホームページアドレス

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110222-1_001.pdf

11 労働災害が事業者にもたらすもの

危険性・有害性から労働災害へ

危険性・有害性に人（作業員）が接近してリスクが発生します。その際、安全衛生対策の不備・不具合などがあった場合、労働災害が発生することになります。



労働災害が事業者にもたらすもの

労働災害を防止するための対策・活動を怠り、労働災害が発生すると、以下のようなさまざまな処罰・負担が発生する可能性があります。



【資料出所】

リーフレット名

安全な店舗づくりの進め方 4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう

ホームページアドレス

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/20119299372.pdf>

12 安全衛生委員会の設置

安全衛生委員会を設置しましょう

労働安全衛生法に基づき、一定の基準※に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会(又は両委員会を統合した安全衛生委員会)を設置しなければならないこととなっています。

委員会設置の目的

労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります。そのためには、安全委員会や衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策(労働災害の原因及び再発防止対策等)などの重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。

調査審議すべき事項等については裏面を参照ください。



安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

- 安全委員会・・・① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業
- ② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場(全業種)

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

委員の構成、調査審議事項等

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 安全管理者※ 3 労働者(安全に関する経験を有する者)※	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 衛生管理者※ 3 産業医※ 4 労働者(衛生に関する経験を有する者)※
調査審議事項 (主要な事項を抜粋したものです。詳細については、労働安全衛生規則第21条及び第22条を参照してください。)	1 安全に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 安全教育の実施計画の作成に関すること。 など	1 衛生に関する規程の作成に関すること。 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 3 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。 など
その他 (共通事項)	① 毎月一回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合(過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名しなければなりません。

☆委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置

労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。(労働安全衛生規則第23条の2)

【資料出所】

リーフレット名

安全衛生委員会を設置しましょう

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0902-2a.pdf>

13 年間安全衛生計画書の作成

2. 店舗における安全衛生活動の計画的な推進

(1) 年間の安全衛生推進計画を策定

- 店舗での労働災害防止のためには、まず年間の安全衛生推進計画を策定する必要があります。
- 小売業事業者の多くは、本部の労働安全担当組織が主体となって、全社的な労働災害防止活動の基本方針と基本計画を年度ごとに立案しています。
- 各店舗の安全衛生委員会では、全社の基本方針と計画に沿いつつ、自店舗の労働災害の現状や特徴、解決すべき課題を把握した上で、店舗独自での計画を立案し、担当者の役割分担を決め、それぞれの取り組みを推進しています。

○安全活動の基本方針と推進計画

○基本方針と取り組み内容（例）

- 労働災害防止についての取り組みの継続・定着
 - ・ リスクアセスメントの実施：個別店舗の支援、労働災害発生店舗での実施
 - ・ リスクアセスメント定着に向けた講習会の継続的な実施
- コンプライアンスの徹底と従業員・職場の安全衛生管理の向上を目指した環境整備
 - ・ 各月の安全衛生委員会で共通の議題を設定し、各店舗に対応した取り組みを促進する。
 - ・ 安全管理者資格を取得していない新規配属店長・副店長に対し、資格の取得対策を実施。また、衛生管理者についても2名体制をとり、さらなる職場の環境改善を図る。

○年間安全衛生推進計画（各店舗での検討・実施事項の例）

実施項目	実施時期・強化月間
安全衛生委員会の開催	毎月1回
衛生管理者による職場パトロール	毎週1回事業場内をチェック
安全衛生委員会議事録内容の確認	毎月：随時実施
年間安全衛生推進計画の作成	3月：本部において作成
雇い入れ時の安全衛生教育の実施	随時
安全管理者選任時研修の受講・実施奨励	9月、3月
労働災害発生店舗における、リスクアセスメントのリスク再見積もり、実効性あるリスク低減措置の検討実施	対象店舗において実施 本部は支援、教育の強化を実施

【資料出所】

リーフレット名

小売業における労働災害防止のポイント ～安全で安心な職場をつくるために～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120528-00.pdf>

14 安全衛生教育の進め方

- 店舗での労働災害防止活動が効果を生むには、従業員が労働安全に関する正しい知識と高い意識を持ち、積極的に活動に参加することが欠かせません。そのためには、従業員に労働安全衛生教育をしっかりと行うことが大切です。

(1) 労働安全衛生教育

- 従業員への労働安全衛生教育については、雇い入れ時などの導入研修と、職長など管理者向けの研修を行う必要があります。

○導入研修

- 業務に関する知識やスキルを習得させるにあたって、安全に作業をするためのポイント、マニュアルなどについての研修を行うことが必要です。
- また、店舗で発生する可能性がある労働災害についての知識やその防止策について学ぶ機会も必要です。特に、不安全な環境を放置したり、不安全行動を取らないような教育（4S活動の重要性とその徹底）が求められます。

○管理者向け研修

- 職場で新たに管理職になった従業員や安全管理者になった従業員に対して、店舗の労働災害防止についての意義、管理、具体的な活動など全般について、十分な教育研修を実施する必要があります。
- 管理職に対しては、法令の改正や労働災害の発生状況などについて随時周知を図り、また、安全管理水準の維持・向上のため、定期的な教育研修を行う必要があります。

○従業員向け研修、複数店舗での合同研修

- 管理職だけでなく、店舗の従業員に対しても、定期的に労働安全に関する教育を実施することが望まれます。
- 複数店舗（一定のエリア内の店舗など）合同で集合研修を実施すれば、他店舗からの参加者と情報交換や意識の共有ができ、従業員の労働安全意識が高まることが期待されます。
- 研修に参加した従業員が職場に戻って研修の成果を報告する仕組みにすることで、その従業員の責任感が強まり、また、報告を聞く従業員も労働災害防止活動の意義をより強く認識する効果があると考えられます。

○同業他社での勉強会

- 同業の労働災害担当者が集まり、各社の労働災害の特徴や、防止策とその効果などについて定期的に情報交換をすることは、新たな視点や方策が見つかるなど、自社のみならず、業界全体の労働災害防止策を進める上で有効と考えられます。

※ここでは、主に労働安全について取りあげています。

【資料出所】

リーフレット名

小売業における労働災害防止のポイント ～安全で安心な職場をつくるために～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120528-00.pdf>

15 本部による労働災害防止の指導・支援方法

3. 本部による全社横断的な労働災害防止活動の推進・支援

(1) 労働災害情報の収集と分析

- 小売業の店舗での労働災害を効果的に防止するために、各店舗で発生している労働災害情報を随時、収集・分析（データベース化）することが望まれます。
- 収集・分析（データベース化）にあたっては、必要な情報を一定のフォーマットで整理・共用することで、直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。

○データベース化の意義

- 直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。
(例) 他店舗で、転倒災害が続いて発生したと聞いた。自店舗での発生防止に役立つ防止策の情報はないだろうか。
- 店舗で労働災害が新たに発生した際に、過去の同様の労働災害の発生状況を検索し分析することにより、防止策の検討の参考になります。
(例) 当店で初めて冷凍庫の前で転倒災害が起きてしまった。他店舗ではどんな防止策をとっているのだろうか。
- 本部の労働災害担当部門では、全店舗の労働災害のデータから、直近に発生している労働災害の特徴を分析して、全店舗にいち早く横展開することにより、労働災害防止策の推進につなげることができます。
- 労働災害の種類・内容ごとに、こういった属性の従業員が労働災害を被ったかを分析することにより、特定の属性を持つ従業員にターゲットを絞った防止対策が可能となります。
(例) 最近高齢者が災害に遭うことが多いようだが、こういったケースが多いのだろうか。

○労働災害の分析に用いる項目（例）

- | | |
|----------------|---------|
| ● 店舗名 | ● 勤続年数 |
| ● 年月日 | ● 負傷部位 |
| ● 曜日 | ● 事故の種類 |
| ● 時刻 | ● 起因物 |
| ● 所属部門 | ● 発生場所 |
| ● 雇用形態などの属性、職位 | ● 事故の内容 |
| ● 性別 | ● 休業見込み |
| ● 年齢 | |

(2) 労働災害分析を基に、業務改善などを展開

- 労働災害が発生したときには、根本的な原因を突き止め、対策をとる必要があります。対策には、
 - 設備・器具の改良（防護柵の取り付け、交換、など）
 - 作業マニュアル・手順書の改良・改定
 - 教育・研修の実施・内容改定などが考えられます。
- これらの対策は、業務改善（後述する4S活動など）の見直しとも関連し、営業部門・総務部門など業務改善担当部門とともに実施することが求められます。
- その際、店舗の労働災害防止の観点から、本部が業務改善の推進をリードすることが重要になります。
- 多くの部門が一体となった業務改善を労働災害防止の観点から推進するためにも、その前提として、労働災害のデータを用いた分析が必要といえます。

(3) 店舗やエリアの安全衛生委員会の活性化

- 事業者の中には、一定の地域（エリア）に含まれる複数の店舗によるエリア労働安全衛生委員会を設けているところがあります。その委員会は、現場の感覚と経営の感覚の両方を持つ店長が中心となって、互いの情報交換を通じて具体的な労働災害防止策を検討するなど、全社レベルでも労働災害防止活動の要の組織となっています。
- 小売業の本部は、安全衛生委員会での検討項目の提示、関連資料の提供、議事録の収集、他店舗・他エリアへの重要施策の展開などを通じて、店舗やエリアでの労働災害防止活動を活性化（支援）する役割が期待されます。

(4) 労働安全衛生教育の充実

- 小売業の本部は、労働災害情報、効果的な労働災害防止策などを全社的に収集し、それらを踏まえて、全社的な労働安全衛生教育の充実を図ることが期待されます。

【資料出所】

リーフレット名

小売業における労働災害防止のポイント ～安全で安心な職場をつくるために～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120528-00.pdf>

16 パワハラ防止対策



みんなで考えよう！ 職場のパワーハラスメント

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性*を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

*上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

たとえば、こんな行為

1 身体的な攻撃	暴行・傷害	4 過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
2 精神的な攻撃	脅迫・名譽毀損・侮辱・ひどい暴言	5 過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じ、仕事を与えない
3 人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視	6 個の侵害	私的なことに過度に立ち入る

パワーハラスメントの現状

約1/4の従業員がパワハラ経験者



過去3年間に従業員からパワーハラスメントに関する相談を受けたことがある企業
(平成24年度 厚生労働省「職場の」パワーハラスメントに関する調査結果より)

実際にパワーハラスメントに該当する事業のあった企業



過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員

過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員



パワハラによる企業へのマイナスの影響

- 職場風土の悪化、職場全体の士気の低下などによる生産性の低下
- 問題解決までの時間、労力、コストなどを要する
- 「職場環境配慮義務違反」などの理由により企業が法的責任を問われる場合もあろう。
- 企業イメージの低下

パワハラとメンタルヘルス不調との関係

74.2%の企業が、パワハラを受けた社員のうち、ある程度の者にメンタル面での問題が生じていると認識しています。本人だけでなく周囲の社員にも影響する危険性もあります。

- 元気がなくなる
- 急に仕事の能率が悪くなりミスが増えた
- 欠勤や遅刻が多くなった
- 寝不足や食欲低下の様子が見える

(平成17年 中央労働災害防止協会「パワーハラスメントの実態に関する調査研究」より)

企業の取組によるプラスの効果

- 管理職の意識の変化による職場環境の改善
- 職場のコミュニケーションの活性化
- 管理職が適切にマネジメントできる
- 会社への信頼感が高まる

パワハラの子防と解決

子防対策	解決のために
トップがメッセージを発信する	相談や解決の場を設置する
ルールを決める	再発を防止する
実態を把握する	
教育する	



平成25年度働きやすい職場環境形成事業 委託先 公益財団法人 21世紀職業財団

【資料出所】

リーフレット名

みんなで考えよう！ 職場のパワーハラスメント

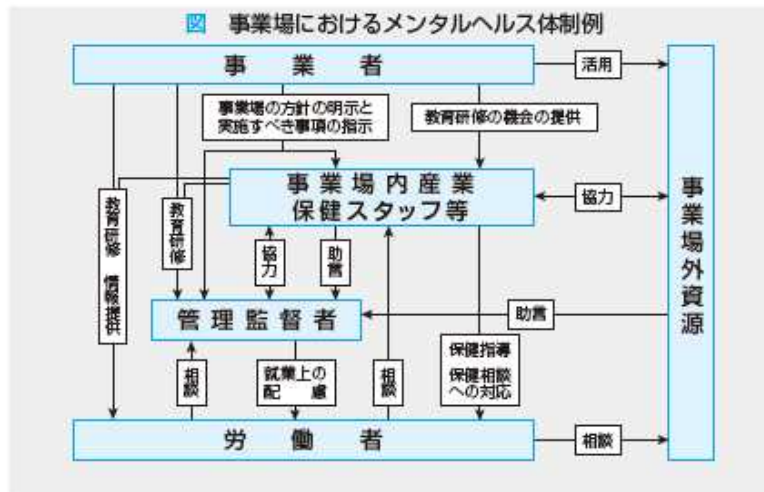
ホームページアドレス

http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/pdf/pawahara_leaflet02_shi_back.pdf

17 メンタルヘルス対策

メンタルヘルスケアの具体的進め方

上記5の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組みを積極的に推進することが効果的です。



それぞれの取組みの内容は以下のとおりです。

(1) メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

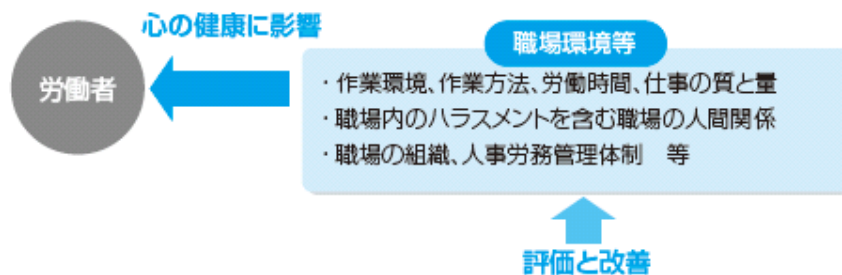
労働者、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等に対し、それぞれの職務に応じた教育研修・情報提供を実施してください。なお、事業場内に教育研修担当者を計画的に養成することも有効です。

【指針：6-(1)】

(2) 職場環境等の把握と改善

労働者の心の健康には以下のとおり様々な要因が影響を与えることから、職場環境等を評価して問題点を把握するとともに、その改善を図ってください。

【指針：6-(2)】



(3) メンタルヘルス不調への気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、ストレス要因の除去又は軽減などの予防策が重要ですが、万一、メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生した場合に、その早期発見と適切な対応を図ることが必要です。このため、次の3項目に関する体制を整備してください。その際には、労働者の個人情報の保護に十分留意しましょう。 【指針：6－(3)】

○ 労働者による自発的な相談とセルフチェック

事業場の実態に応じて、労働者の相談に応ずる体制を整備するとともに、事業場外の相談機関の活用を図るなど、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行いましょう。

また、ストレスに関する調査票や情報端末機器等を活用して、セルフチェックを行うことができる機会を提供することも効果的です。

○ 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応

管理監督者は、日常的に、労働者からの自発的な相談に対応するよう努めましょう。特に、長時間労働等により疲労の蓄積が認められる労働者などからは、話をよく聴き、適切な情報を提供し、必要に応じ事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促しましょう。

事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者と協力して、労働者の気づきを促すよう、保健指導、健康相談等を行うとともに、必要に応じて事業場外の医療機関への相談や受診を促しましょう。

詳細は、14～15頁 [ラインによるケアとしての取組み内容](#) **1. 管理監督者による部下への接し方** をご参照ください。

○ 労働者の家族による気づきや支援 等

労働者の家族に対して、ストレスやメンタルヘルスケアの基礎知識、事業場のメンタルヘルス相談窓口などの情報を提供しましょう。

【資料出所】

リーフレット名

RELAX 職場における心の健康づくり ～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-3.pdf>

18 健康診断の実施と事後措置の手法

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名印	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名印	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

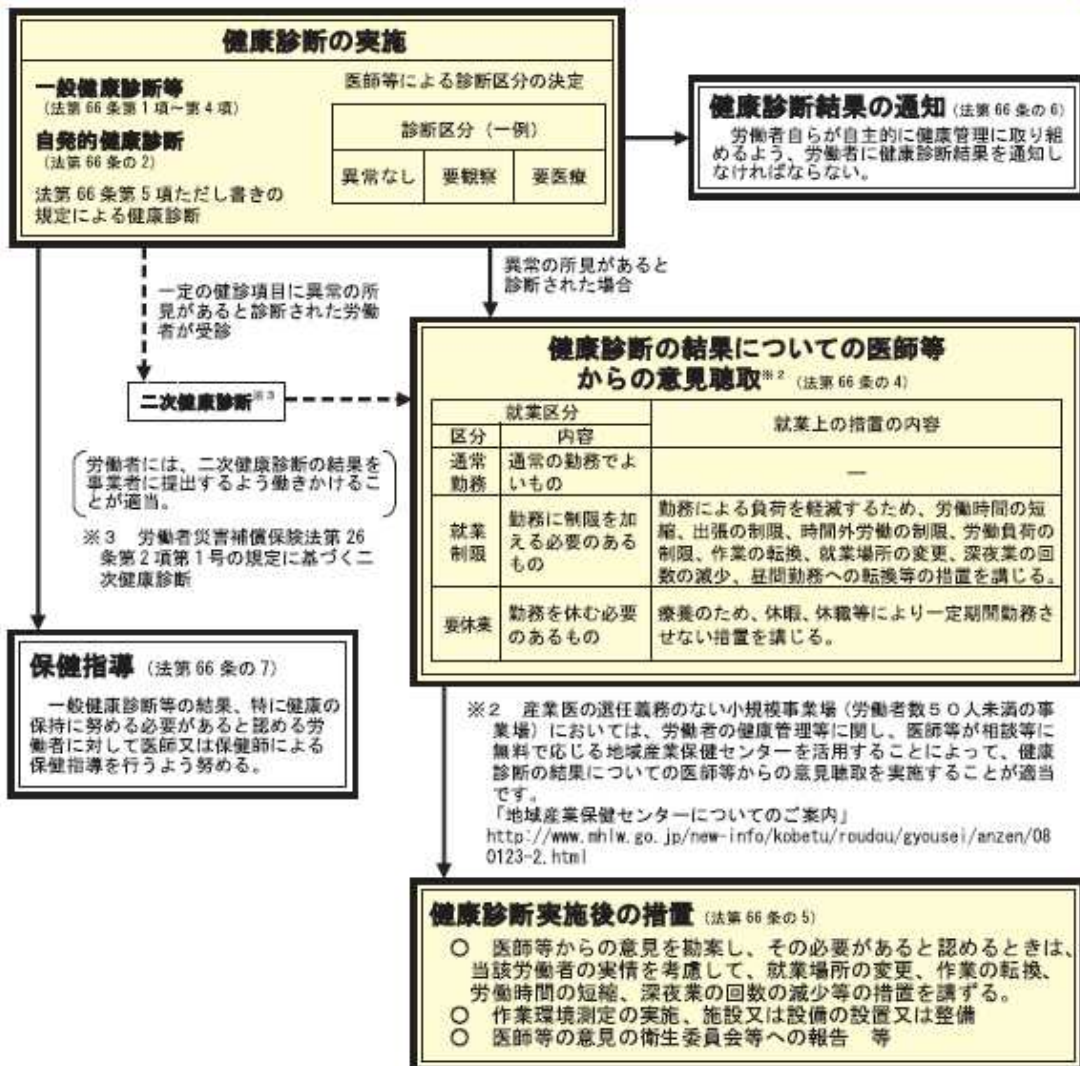
● 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施とその後の手順等



【資料出所】

リーフレット名

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/100331-1a.pdf>

19 店舗での安全衛生チェックリスト

1 倉庫

- ① 倉庫内に通路を確保していますか。 はい いいえ
- ② 落下の可能性のある積み方になっていませんか。 はい いいえ
- ③ 重量物は下段に置くなどの原則を定め、守らせていますか。 はい いいえ
- ④ 不要な什器など廃棄すべきものを置いていませんか。 はい いいえ
- ⑤ 棚と棚を結束するなどの転倒防止対策を講じていますか。 はい いいえ
- ⑥ 出入り口付近に通行を妨げる物の設置・放置を禁止する旨をペイントなどで表示し、守らせていますか。 はい いいえ
- ⑦ 床にゴミ、水のごぼれ、凹凸などありませんか。 はい いいえ
- ⑧ 商品などを床にしか置きしていませんか。 はい いいえ
- ⑨ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 はい いいえ

2 通路・床・壁

- ① 不要な掲示が残っていませんか。 はい いいえ
- ② 壁に金属などの出っ張りはありませんか。 はい いいえ
- ③ 物を放置していませんか。 はい いいえ
- ④ 出入り口付近、曲がり角、エレベーター前、消防関係設備などに、ごく一時的であっても物を置くことを禁止する旨をペイントなどで表示し、守らせていますか。 はい いいえ
- ⑤ 床上でコード類がむき出しになっていませんか。 はい いいえ
- ⑥ 水のごぼれなどを取り除く方法を決め、守らせていますか。 はい いいえ
- ⑦ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 はい いいえ

3 階段

- ① 階段、踊り場に物を放置していませんか。 はい いいえ
- ② 滑り止め、手すりを設置していますか。 はい いいえ
- ③ 階段のすべり止めが、はがれたり、浮いたりしていませんか。 はい いいえ
- ④ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 はい いいえ

4 荷さばき場

- ① 物や台車の置き場をペイントなどにより明示し、守らせていますか。・・・ はい いいえ
- ② 台車がスムーズに通れる通路をペイントなどで表示し、確保していますか。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ③ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ

5 厨房

- ① フライヤーなどの排気ダクトに、油カスなどが付いていませんか。・・・ はい いいえ
- ② スライサーの刃物にカバーを付けていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ③ スライサー、チョッパーなどの作業、清掃、点検の手順を決め、守らせていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ④ スライサー、チョッパーなどで手をけがしないように、押し機などの補助具を使いやすい状態で備えていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑤ ガス機器にガス漏れ検知器を備え付けていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑥ 機械の清掃、点検修理は、機械を停止してから行っていますか。・・・・・・ はい いいえ
- ⑦ 掃除用具は収納場所がありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑧ 排水溝を清潔な状態に保っていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑨ コード、ガスホースに破損がないかを定期的に点検していますか。・・・・・・ はい いいえ
- ⑩ 閉店後の器具栓の閉止をチェックする規則を定め、実行していますか。・・・・ はい いいえ
- ⑪ 包丁は洗浄方法や収納場所を定め、放置していませんか。・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑫ 消毒液、洗剤などが入った容器は、名称、使用目的を明示していますか。・・ はい いいえ
- ⑬ 作業に必要なのない物を置いていませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ

6 休憩室・社員食堂・トイレ・ロッカー

- ① 休憩室の一部を倉庫代わりに使っていませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ② くつろげる空間になっていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ③ ロッカーの上に物（特に重量物）を置いていませんか。・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ④ 換気を適切に行っていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ はい いいえ
- ⑤ 喫煙について場所、時間、吸殻の処理方法などを定め、守らせていますか。
・・ はい いいえ

【資料出所】

リーフレット名







安全な店舗づくりの進め方 ～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～

ホームページアドレス

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110902-1_1.pdf

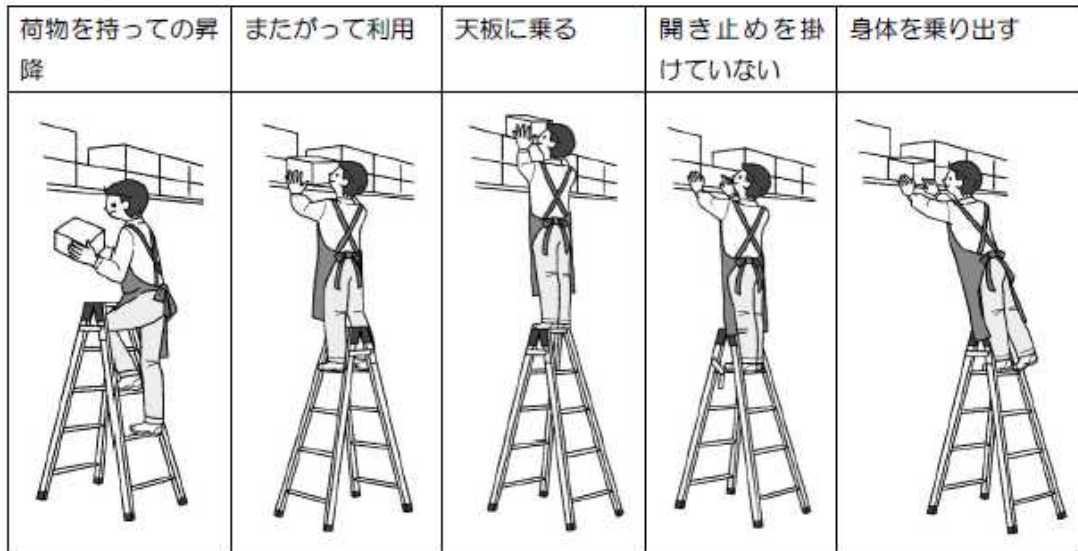
20 個別の労働災害防止策の例(イラスト)

○安全で無理のない動作

良い例	悪い例
<p data-bbox="256 360 491 389">背筋を伸ばして作業</p> 	<p data-bbox="834 360 943 389">猫背作業</p> 
<p data-bbox="256 837 416 866">両膝付き作業</p> 	<p data-bbox="834 837 1043 866">しゃがみ込み作業</p> 
<p data-bbox="256 1359 517 1388">安定した姿勢での作業</p> 	<p data-bbox="834 1359 1094 1388">不安定な姿勢での作業</p> 

良い例	悪い例
<p>平行作業</p> 	<p>振り向き作業</p> 
<p>ひざ曲げ作業</p> 	<p>腰曲げ作業</p> 
<p>腰の高さで作業</p> 	<p>上下動作作業</p> 

○脚立の使い方（悪い例）



○台車の使い方（悪い例）



階段での労働災害防止策



【資料出所】

リーフレット名

小売業における労働災害防止のポイント ～安全で安心な職場をつくるために～

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120528-00.pdf>

本リーフレットについてのお問い合わせは

松江労働基準監督署 安全衛生課

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎2階

T e l : 0852-31-1166 F a x : 0852-31-1164